

「VFM評価のあり方」に関わる報告書記載事項及び総合部会委員からの御意見(事務局案)

資料2

・区分

- …実務論・具体論で対応すべきと考えられる課題
- …理論的・構造的なものと考えられる課題
- 「VFMガイドラインに関するフォローアップ調査」(平成17年12月)であげられた課題。但し、内容には今回委員意見を含む。[]内は前記調査における番号。

(注) 以下、「委員からの指摘事項等」の「報告書」は上記調査に記載があること、「資料」は「報告書」又は資料1における該当箇所を指す。

区分	No.	「VFM評価のあり方」に関する課題	委員からの指摘事項等	委員名 資料	
				委員名	資料
	1	判断基準の明確化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ VFM評価は行政内部での評価手法でもあり、公共施設の整備等に関し、PFI手法の選択に合理性と価値があることを確認する行為になる。従って、VFMは必ずしも絶対的な指標ないしは判断基準でないことを理解する必要がある。 ・ 必要なのは「恣意性を排除した合理的考え方」「客観性のある評価」「明確な根拠に基づく仮定条件の設定」である。 	美原委員	p.3
	2	VFMの事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ VFMの評価は特定事業選定時のみに適用される一回限りの考え方ではなく、その後のPFI事業の展開において当初の評価のあり方がフォローアップされることをルール化することが望ましい。これは複数の時点で事後評価(Post Appraisal)することにより達成される。 ・ VFM評価自体を多段階でフォローアップし、検証することにより、実データを蓄積し、当初考慮した合理的な期待値の精度を高めることができる。後刻明らかになるデータをフィードバックすることにより、予めとった考え方やアプローチの妥当性を検証できることにもなる。 ・ 事後評価の目的、考え方、アプローチ、実際の活用のある方、モニタリングや監査との関係性などを明らかにし、その有効性を管理者が認識し、事後評価を励行することにより、VFM全体の考え方の質の向上を図ることが肝要である。 	美原委員	p.3
		2-1 VFM事後評価ルール化の必要性			p.4
	3	リマインドされるべき基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインは明確にサービスの質を評価対象として把握しているが実践されていない。類似施設や既存の施設が存在する場合には、現在提供されているサービスの質を正確に把握するとともに、これと入札に規定される期待要求値としてのサービス要求水準や実際に提供されるサービスの質を比較検証し、その価値向上をも評価すべきである。 ・ 「概念だけでなく、考え方や実務的な選択肢のあり方を提示すること」「前提条件等判断が必要な事項については考え方や基本的な選択肢のあり方を提示すること」「特定のアプローチを採る理由・手法を分かりやすく解説し、理解させること」の3点が必要。 ・ 管理者が自らの判断に関し、説明責任を果たせることが前提であり、比較対象を試みる場合の前提条件に関する基本的な考え方は、「利用するデータや比較対象となる対象はできる限り実態に近い方が好ましく」、また、「手法やデータの採用は合理的かつ客観的で、明確な根拠をもってアプローチや考え方が説明できること」が好ましい。 	美原委員	p.4
		2-2 VFM事後評価に定性的な価値も評価対象に			p.4~p.5
	4	公的部門職員のキャパシティ・ビルド・アップ	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる、より解り易い解説とその周知徹底、不断の実践・教育、知識やデータの蓄積とその共有、フィードバックの仕組み ・ VFM評価は従来の公的部門にはあまり経験が無いため、理解のレベルや実践のあり方に差異が生じ、必ずしも考え方が理解されていなかったり、徹底されていなかったりした側面が存在した。 ・ 一定の具体的ツールの作成、活用を行うこと等、何らかの組織的な教育なり、実践的な演習により公的部門において実践を担う職員のキャパシティ・ビルドアップを図る努力が必要である。 ・ 自治体間における情報のフィードバックの仕組みは、データベース構築や将来における判断の精緻化に資することにもなる。 	美原委員	p.5
	5	PFI事業のLCC算出方法 【(7) 選定事業者の各種費用の算出方法】 (PFI-LCCに関し、施設整備費・維持管理運営費の算出に削減率を用いることの妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI方式導入時の設計費・建設費・運営費・維持管理費についてはPSCに一定の比率を乗じる事例が多いが、この一定の比率等の根拠があまりなく、安易に設定されている事例も多く、PFI事業におけるこれらの費用の積算方法について検討すべきとの意見が出された。 	報告書	p.49~50
			<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインでは特定事業選定段階(入札前段階)での具体的な費用の積算・推定方法を明確に示していない。PFI-LCCの算出に必要なツール・データが無く、他に有効な手段が無い場合に一定の削減率を使用することは100%否定することはできないが、合理的根拠が無いままに単に一定率を削減するだけでは問題は残る。 ・ やむを得ず削減率を採用する場合でも、できる限りデータや、類似事例などで一定の判断を補強し、検証する努力を担い、何らかの合理的な根拠があることが好ましいと共に、事後VFM検証(Post VFM Appraisal)を慣行としてルール化し、検証する手法をもって、当初の判断を確認していくなどの何らかの是正ないしは検証手法を併用することにより、判断の恣意性を縮小化するなどの工夫が考慮されるべきであろう。 	美原委員	p.6~p.7
	6	PFI事業のLCC算出方法 【(7) 選定事業者の収益性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業のLCCを算出するにあたっては選定事業者の採算・キャッシュフロー分析を行い、これに基づき、管理者等の支出額が算出されることとなる。この場合、民間事業者が事業に参画するにあたって確保すべき利益が選定事業者において確保されていないと民間事業者の参画が見込めないため、こうした利益を見込んで選定事業者の採算キャッシュフロー分析を行うことが必要となる。 ・ 選定事業者が確保すべき利益を算出するための収益性指標はEIRRやPIRR、DSCR、LLCR等が考えられるが、これは全ての事業について一律に決定されるものではなく(例えばEIRR10%等)、当該事業の事業スキームやリスク、収益性等によって事業ごとに異なるため、事業ごとの検討が必要であるとの意見が出された。 ・ 事例では上記のような検討を行わずに、一律にある指標の一定値を使用しているケースが多いことがヒアリングにより確認された。 ・ 選定事業者の確保すべき利益が高く設定された場合、PFI事業のLCCが大きくなり、VFMが確保されにくくなる等、VFMへ与える影響は小さくない。 ・ 事例では指標としてEIRRが使用されることが多いが、その意味するところを十分理解せずに使用している管理者等もいるものと考えられるとの指摘がされた。収益性指標の設定において確たる根拠に基づかず恣意的に行い、VFMの算出結果を意図的に左右している事例もみられるため、指標の算出方法や意味するところについての理解を深めるべきであるとの意見が出された。 	報告書	p.49

区分	No.	「VFM評価のあり方」に関する課題	委員からの指摘事項等			
			委員名	資料		
	7	PFI事業のLCC算出における選定事業者の資金調達費用【(8)】	PFI事業のLCC算出における選定事業者の資本コスト(資本と負債のコスト)	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達費用を算出する際に必要な選定事業者の借入金利の設定方法についての議論が不足しているものと考えられるとの指摘がされた。ガイドラインでは「民間事業者が当該事業を行う場合の費用を、設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに推定し、積み上げ、この積み上げにあたっては「民間事業者の損益計画、資金収支計画等を各年度ごとに想定し、計算する。」とされているが、資金調達費用についての明確な記載がないため、事例ごとにこの取扱いにバラつきがみられることがヒアリングで確認された。 使用する金利の種類について、長期国債金利やスワップレート(LIBOR・TIBOR)等複数のものがあげられるが、どの場合に、どの金利を用いるべきか、ということについて広範な議論が行われておらず、事例ごとの対応となっているものと考えられる。 金利については事業ごとに異なる側面もあるが、考え方や裏付けについては実際の金融機関の資金調達方法をふまえ、一定の考え方を示すことが必要であるとの意見が出された。 	報告書	p.50
				<ul style="list-style-type: none"> 市場において民間主体が構成する資本コスト(資本と負債のコスト)をどう評価し、算定するかという課題であり、具体的にはSPCの債務資本比率、調達金利、EIRRをどう想定するかということになる。この前提条件について実際に行われている慣行はリスクプロファイルや市場における反応や対応を考慮せずに一律で物事を考えたり EIRRに関してはかなり非現実的な低い数値を設定しているケースも多い。 本来考えるべきは、個別案件のリスクプロファイルや特性を考慮しつつ、市場におけるマーケットサウンドにより、リスク実態を反映した負債・資本比率を設定すること及び個別案件のリスクを反映した市場における投資コストに係る費用を合理的に考慮すること できる限り市場実態に近い考え方であると共に、合理的根拠をもった条件設定であることが好ましい。 	美原委員	p.7
	8	PSCの算出における管理者等の資金調達費用【(1)】		<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインには資金調達費用についての明確な記載がないため、事例ごと取扱いにバラつきがみられると考えられる。 地方自治体では同種事業を行う際の地方債等の資金調達費用が使用されていることが多い。これは事業ごとに起債充当率及び一般会計支出の額が決められているためであると考えられる。他方、国等の事例では、実態として建設国債等国債による調達が行われているものと考えられるが、施設引渡し時に一括で一般会計から支出するものとして算出する事例が多かった。 債券調達による調達を考慮しないと、金利負担が計上されない、債券償還による設計・建設費の繰り延べ支払い効果がなくなる等、VFMに影響を受けることとなるため、事業ごとに違った取扱いがされる場合、VFM評価の客観性等の点で課題が生じるとの意見が出された。 起債による調達を加味する場合の金利の設定方法について、事例では過去一定期間の平均金利を用いているものが多いようであるが、他にもイールドカーブ(利回り曲線)に基づく理論値を用いる方法も考えられる。但し、我が国の場合、英米諸国等と比較した場合、国債市場におけるリスクフリーレートのイールドカーブが合理的ではないため、期間によっては一部想定を行う必要がある等、課題がある点には留意すべきとの指摘がなされた。 	報告書	p.46
				<ul style="list-style-type: none"> 通常の場合、管理者が施設整備に要する資金調達のあり方(自主財源・補助金・起債の組み合わせ等)を基本として前提を考えるのであろうが、公的部門の自主財源部分について民間では発生する資本コストの概念が無く、返済不要の財源についても一定の機会費用を考慮すべきとする考え方もあり得る。一方分かりやすい指標ということで全額起債対象とし、想定される起債の費用を過去の平均値等を用いて資金調達費用とするなども考えられる。 考えられる選択の中で実態に近く、かつ民間事業者と類似的な資金調達コストを比較対象のベースとすることが望ましく、一定の合理的な説明があれば、多様な資金調達のあり方があることは否定できない側面がある。 	美原委員	p.7～p.8 p.8
	9	PSCのコスト算出・管理者等の取引費用(Transaction cost)		<ul style="list-style-type: none"> 現実の特定事業評価の際に管理者にとり負担となる、案件の形成・準備検討、入札手続、契約等書類処理、契約管理、仕様変更、義務履行モニターと評価、支払管理、係争処理などの取引費用の概念自体が認知されず、考慮されていない事例も多い。外部コンサルタントやアドバイザーを起用する費用や追加的マンパワー等を前提として考慮する場合、何らかの形で調整すべきという課題になる。 取引費用に関しては経験もデータも蓄積されつつあるが、費用の多寡は業務の内容と必要とされる業務量に大きく左右されると共に、経験・学習効果により費用を縮減できる側面があることも事実であり、管理者等が時間と作業量を補足し、管理することにより、支出額を予算内にコントロールできる余地があることをなどに留意し、一定の合理的な費用を参入の前提や調整の対象とすることが適切であろう。 	美原委員	p.8
	10	PSCのコスト算出・管理者等の間接費用	間接費用のより合理的な算定	<ul style="list-style-type: none"> 一定のサービスを管理者が担う場合の費用は直接費のみならず間接費を含む総体となる。管理者による間接費は全体として把握されながらも、個別のサービスや事業毎(セグメント毎)の管理者等による間接費を捕捉するという慣行は公的部門には無く、これを無視したり、あるいは一定率の推定値としてPSCの中に組み入れるなどの慣行が存在している。何らかの簡易的な手法により、活動因子毎に間接費を把握し、個別事業に振り分け、評価するなどの実務的工夫が必要とされると判断する。 一定のサービスを提供するに際し、間接費を含む行政コストを把握することは、全体費用を削減するための前提ともなり、公的部門にとり重要な今日的課題である。ガイドラインは明確な記載を省いているが、「合理的な」間接費の計算手法を提示し、規範のあり方を解説すべきであろう。 	美原委員	p8～p.9 p.9
	11	PSCの算出根拠		<ul style="list-style-type: none"> PSCは、過去10年の実績値に基づいて算出されるものではなく、現時点で公共側が対象となる事業を基も効率的に実施するとすればいくらかかるのかという視点で算出されるべきである。 	光多委員	-
	12	割引率の設定方法【(10)】		<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは割引率にリスクフリーレートをを用いることが適当とされているが、国土交通省「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用方針」又は過去の国債金利の平均を用いた4.0%を採用する事業が過半を占めている。 リスクフリーレートの代表的なものは国債金利であり、その点から上記のように過去一定期間の平均期間を採用することも考えられるが、イールドカーブを用いる理論値を用いることが考えられるとの意見が出された。 割引率の設定方法によりVFMは大きく影響を受け、これを高くすれば支払いの繰り延べ効果により、VFMが大きくなる。このようにVFMに大きな影響を与える割引率について明確な考え方の定義を行うことも必要であるとの意見も出された。 現在価値という考え方自体は、英米諸国では一般的であるが我が国では比較的新しい概念であり、その理論的背景や必要性等について十分な理解が得られているとは言い難い状況であるとの指摘もあった。 	報告書	p.51
				<ul style="list-style-type: none"> 現在の割引率の考え方について議論の発展も理論的精緻化や実務的検証も無いままに過半の管理者等において4%という割引率が恒常化しているが、現在においてこの考え方が適切かつ有効か否かに関しては議論の余地が大きいにある。 公的主体に分かりづらい概念であり、現実には多様な考え方に基づく割引率も利用されているが、中には果たして合理的な根拠といえるか疑問とせざるを得ない考え方もある。割引率の設定によりVFMの有無を意図的に操作できよう側面があるため、一定の規範の枠内での実践が望ましい。多様なあり方を認める場合でも、考え方やアプローチは明確な根拠のもとに定義され、かつかかる根拠を開示することが望まし 	美原委員	p.9

区分	No.	「VFM評価のあり方」に関する課題	委員からの指摘事項等		
			委員名	資料	
	13	「適切な調整」における税金の取扱い 【(3)】	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは税収等の収入が見込まれる場合、VFMの算定において含むものとされているが、税金の種類によって課税主体が異なるため、事例ではこれに関する議論が多い。 例えば、選定事業者の利益課税については法人税(国税)、法人住民税(市町村税)、法人事業税(都道府県税)となる。消費税等についても国税である消費税と地方税である特別地方消費税に分けられる。また、事業方式がBOT方式である場合に、選定事業者が対象施設を所有することに伴う固定資産税・都市計画税は市町村税であり、対象施設の所有権移転にあたって課される登録免許税は国税であり、不動産取得税は都道府県税となる。 この他に、管理者等が地方自治体で施設整備にあたって起債する場合、元金償還に対して一定の地方交付税が見込まれる場合もある。 これらについて各主体の収入に計上すると、同様の事業を実施する場合でも税収によってVFMの結果が左右されることとなる。税金の帰属先によってVFMの結果が影響を受けることは望ましくなく、どの主体によっても結果が同じとなるようなイコールフットイングとすべきであるとの意見が出された。 但し、具体的方法については意見が分かれ、実態をふまえた議論が必要と考えられる。なお、国民経済的な観点からは税収の帰属先による区分は意味がなく、帰属先に係わらず、税金については同様の扱いとすべきであるとの意見も出された。 	報告書	p.47
			<ul style="list-style-type: none"> 税の取扱をどう処理するのかがどのようなスタンスに軸足を置くか次第で変わってくる側目もある。一般的には税のあり方が事業者のperformanceに依存するか否かという判断基準で税を区別して捉えることが適切であると考えられる。目的は比較を公平にするために税の効果を中立化して評価することにあり、全ての税種を同一視して考える必要はない。 その実現が事業者のperformanceに依拠したり事業者の判断により操作可能な税種は、通常の場合には「調整」の対象となるか否か懸念が残る。他方、事業者が事業を担う上で固定的に賦課される税種(固定資産税等)は官には無い費用である。かかる税負担は契約上の対価ではパススルーコストとして単純に費用が上乗せされるだけであること、もし公的主体が同様のサービスを担う場合、かかる費用がかからない可能性が高いことより「適切な」調整をすることで、官と民とを同等の立場に置くことが評価上は適切であると考えられる。 	美原委員	p.10
	14	リスク調整の方法 【(6)】	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインではリスク調整についてデータの蓄積を図るとされているが、影響が大きいとされるタイムオーバーランリスクやコストオーバーランリスクでさえ、発生確率及び発生した場合の管理者等の追加的支出のデータが我が国の現状では整備されていない状況であるとの意見が出された。 このため、我が国ではリスク調整の考え方が遅れており、リスク調整を行っていない事例も多く、行っている場合でもガイドラインで代替的方法とされている保険料により算出する事例が多いとの指摘がされた。この場合、PFI方式で実施されることより選定事業者に移転されるリスクの内、付保によりカバー可能なリスクを抽出した上で、当該保険についての保険料を見積った上で従来方式のLCCに加える必要があるとの意見が出された。 このような手順が必要であるが、現在行われているリスク調整では対象となるリスク保険や付保する場合の保険料等について十分整理されておらず、十分なリスク調整がなされていない事例が相当あるものと考えられ、今後この点についての整理を行うべきとの意見が出された。 	報告書	p.49
			<ul style="list-style-type: none"> リスク移転評価に係る基本的な考え方はガイドラインに記載されているが、概念規定のみに留まり、この考え方は慣行として実践されていない。リスクデータの蓄積やリスクの定量化に係る実証的な調査・研究の努力が継続的になされていることが前提であり、実証的な調査努力から一定のリスク移転に係る設定値を導き出す試みが施行されるべきであろう。 リスクの客観的合理的なコスト評価は難しいが、データ等や類似ケースの蓄積等による数値把握等により部分的には合理的な推定は可能である。 	美原委員	p.11
	15	VFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバック 【(4) VFMの算定・公表時期】	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは特定事業選定段階での算定は必須であり、その他の段階は事業者選定段階について行うことが望ましいとされる。但し、これらは、管理者等の判断によるとされており、事業選定段階・特定事業の選定段階・事業者選定段階・事業実施段階の各段階で算定すべきであるとの指摘が行われた。 事業選定段階における算定とは当該事業をPFI方式で実施することの妥当性を検討する段階での算定、事業実施段階とは実際に事業を行う段階でVFMが確保されているかを検証するための算定をさす。実務的には事業選定段階における算定はほぼ全ての事業で行われており、かつその重要性は高まっているが、事業者選定段階及び事業実施段階での実施は必ずしも行われていない。 特定事業選定段階のVFM評価が形骸化しており、実施方針公表と同時にVFM公表を行うなどVFM評価の時期を検討すべき。 	報告書	p.48
			<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札手続きにおける予定価格との関連で、VFMやPSCの詳細前提の公開を要求する考え方は本来、制度としての入札手続き論、予定価格制度のあり方などで議論されるべきで、特定事業評価と混同されるべきではない。なお、PSCが入札手続き上の予定価格に相当しうるのか否かについては、過去の推進委員会は意図的に十分な整理をしてこなかった。 	松本委員 美原委員	p.17 p.12

区分	No.	「VFM評価のあり方」に関する課題	委員からの指摘事項等	委員名		資料	
				委員名	資料	委員名	資料
	16	VFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバック 【(4) 算定結果のフィードバック】	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施段階におけるVFMを再検証し、当初想定されたVFMが確保されているか否か、確保されている場合にはどのような要因によって確保されているのか等についての検討はほとんど行われていないのが現状との指摘がなされた。今後はVFMが確保されている場合は、事業者提案の具体的ななどの要因によりVFMが実現されたかなど、事後的な検証を行うことが必要との意見が出された。 VFM算定の目標が曖昧であり、VFMが大きいことを良しとする風潮もあるが、これはそれだけ従来方式について合理化等の余地があることにもつながり、そのような余地を改善することへの真摯な議論が議会や財政当局と行われるべきであるが、現状ではそのような議論は行われていないとの指摘も行われた。 	報告書		p.48	
	17	サービスの質を加味したVFMの算出 【(5)】	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは公共サービス水準を同一にした上で行うとあるため、VFMはPSCと比べたPFI事業のLCCのコスト削減効果が主眼となっているが、サービス水準の質の向上分等についても加味すべきとの意見が出された。 事業者選定過程における提案審査では提案価格のみで行う事例は少なく、応募者提案の質(定性面)と価格(定量面)を合わせて評価することが一般的であり、提案審査においてこうしたサービスの質の側面を勘案するのであれば、VFMにおいても勘案すべきとも考えられるとの指摘が行われた。 PFI方式の対象事業は公共事業であり、公共事業の目的に地元企業の活性化や地元企業の育成等が含まれ、審査基準に地元への貢献等という形で地元企業の参画を評価する項目が含まれることがある。VFMの算定・評価においてもこのような項目を設けることが有益と考えられ、これらを含んだVFMの算定を行うことの可否や行う場合の具体的な方法について検討することも有益と考えられるとの指摘が行われた。 Valueとは何かという議論となり、創意工夫に伴うサービスの質や内容の改善、利用者にとってのアクセスやAvailabilityの改善や早期供用効果などは本来評価すべきValueとなるが、現在のVFMの主要評価となる定量的評価の仕組みではかかる価値は「調整」しない限り評価される対象にはならない。一方、かかるValueを数値評価することは極度に難しい。 特定事業評価の段階でまだ実現していないサービスの提供の質を想定して評価することは恣意的判断につながりかねないが、入札後の段階においては管理者が定めるサービス仕様や実際のサービスの質が可視化するため、この段階でサービスの質を加味したVFMを評価することは可能かつ有効である。 	報告書		p.48	
	18	事業収入と公共からの収入が混在する事業におけるVFM評価の必要性 【(9)】	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う、いわゆる「JV型」や事業費を利用者から徴収する料金で全て賄う、いわゆる「独立採算型」の事業類型の定義が必ずしも明確ではなく、VFMの算定方法についても混乱がみられるとの指摘が行われた。 一般には事業費を利用者から徴収する事業については、VFMの算定評価を行わなくてよいと考えられているが、ガイドラインにはPFIにより事業が効率的効果的に実施されるかという視点での評価を行うべきとの記載もあり、VFM算定の必要性について明確化すべきだとの意見も出された。また、VFMを算定する場合でも、利用料金の取扱い等について様々な考え方があることがヒアリングにより確認された。 「独立型」、「JV型」あるいは「サービス購入型」という通称的な分類で仕分けし、VFM評価の必要性を考えるのではなく、評価上の判断基準をより明確に設定し、VFMを実施すべき。 分類に拘らず、VFM評価は必要である。但し、個別案件の内容次第では、評価のあり方に工夫を要する側面もあると考えられ、具体的な考え方や事例をもって考え方を解説することが好ましい。 	報告書		p.50	
	19	付帯的施設(事業)の取扱い 【(2)】	<ul style="list-style-type: none"> 付帯的施設(事業)が含まれる事業におけるVFMの算定にあたっては、ガイドラインではこれを含まないものとされている。但し、ガイドラインでは付帯的施設(事業)に関する直接的な定義は行われておらず、「本来公共部門が必要とする施設(事業)」以外でPFI事業に含まれる事業全てが付帯的施設(事業)とも解釈できる。 事例では付帯的施設(事業)は多岐に亘っており、例えば、公共施設に合築等される民間収益施設(例えばオフィスビルや賃貸マンション等)や公共施設内に設置される民間収益施設(例えば売店や食堂等)等があげられる。 また、事業者提案における取扱いについても、その整備を必須条件とするものと、整備を応募者提案によるものとし必ずしも付帯的施設(事業)の整備を求めないものに分かれる。 このように多岐に亘るにも係わらず、ガイドラインではVFMの算定上含まないものとしているが、付帯的施設(事業)の種類によってはVFMに含むことが妥当と考えられるものもある。 例えば、来庁者のための食堂等は付帯的施設の性格が強いと考えられるが、整備は不可欠であり、「本来公共部門が必要とする施設(事業)」と位置づけられるとも考えられるため、その取扱いについては議論を行うべきである。但し、明らかに公共施設部分との関連性が薄いものについてはガイドラインの記載通り含まないことが妥当と考えられるとの意見が出された。 また、仮に含むとした場合、含む範囲や算出方法等について検討する必要があると考えられる。 どのようにVFM評価の対象とするかについては、「付帯的施設の内容機能役割」「利便性向上等利用者からの視点」「PFI本体事業との関係や密接不可分性」「管理者が要求する必置施設か民の判断による任意の付帯的施設か」などによってPFI事業との係わりを検討して判断することが好ましい。この結果、色々な考え方や選択肢がとれることもあり、どうするかは管理者の合理的な判断に委ねるべきであろう。 	報告書		p.47	
	20	コスト比較方式とキャッシュフロー比較方式	<ul style="list-style-type: none"> コスト比較方式とキャッシュフロー比較方式については、後者が割引率の設定方法によってVFMの結果が異なる可能性があるため、このような現在価値への割引の影響が少ない前者を並列的に取り扱うことも一つの考え方である。 	高橋委員		-	
	21	VFMによる検討結果の開示内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者には施設のグレードなどを示す目的を重視するか、公共が求める質をどう評価するかについて議論すべきである(VFMについて、公共側としては、PFI手法を採用する際の根拠である。一方、民間側としては、入札する際の予定価格を類推するために、より詳細に開示して欲しいという意見がある。従って、VFMの開示内容を検討する際には、公共側がPFI手法をどのように評価したのかということのみを考えるのか、もしくは、民間事業者に対して事業費を類推させること等も考慮するのか、についても議論する必要があると考える)。 	松本委員		p.17	
	22	外部経済効果における税収効果の考慮の検討	<ul style="list-style-type: none"> わが国においてこれまで実施されてきた事業のように、外部経済効果が限定的である場合は、一般に実施されている取り扱いでも大きな影響はない問題である。しかし、例えば幹線道路事業のように、外部経済効果が大きな場合は、ネットで見た財政支出額において、税収効果が有意なものであることが、われわれの試算において明らかになっている。この効果に関しては、われわれが実施したインタビューの範囲においては、英国においても考慮されていないとの回答を得ている。しかし、これは民間資金を導入することにより、例えば、早期供用が可能な場合、その効果の財政(純)支出への反映としてみることが出来、より正確な判断のためには不可欠な要素と考えられる。(当然、一般リスク同様に、これの確率的な検討を行うことも必要)今後の事業分野の展開を見据えると、この視点からのVFMの検討も必要と考える。 	宮本委員		P.20	

区分	No.	「VFM評価のあり方」に関する課題	委員からの指摘事項等	委員名	
				委員名	資料
	23	リスク分析と一体化したガイドラインの作成の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 英国Highways AgencyのVFM Manualにおける「リスク分析とマネジメント」の目的として(1)各事業段階における費用の最小化と(2)総事業費の確度を高めることの2点があげられている。VFMアプローチとは、「財政支出額の期待値を低くし、しかも、その分散を小さくすることにより、財政負担額の削減だけでなく、その確実性を高めることに意義がある」とする考え方である。わが国でのVFMの議論においても、この確実性の議論、いいかたをかえれば「財政支出リスク軽減」の議論を行うべきと考える。従って、リスクの計量的な取り扱いをおざなりにして、VFMの議論を深めることには限界が大きいと言わざるを得ないと思う。リスク分析と一体化したガイドライン等の作成が必要と考える。 	宮本委員	p.19～p.20